

複数業務要因災害として考えられる例

＜事例＞

請求人は、食料品の販売を行っているA社に勤務し、店長として勤務していた。A社での月の時間外労働時間数は、毎月60時間程度であった。

請求人は、店舗の仕入金額と納品書の金額が合わないことについて、以前から社長に何度か注意を受けていた。再度、金額が合わないことがあったため、社長から、「今まで何度も注意をしたのに改善しない。しっかり手順に沿って業務を行いなさい。」と強い口調で叱責された。

請求人は、更に生活費が必要となったため、深夜にB社で、道路工事現場の誘導員の仕事を始めた。B社の仕事に慣れてくると、平日、A社の仕事を終えた後、週3日、夜間に4時間程度仕事を行うようになった。

A社とB社の労働時間を通算すると、月の時間外労働時間数は110時間程度だった。

請求人は、その後、精神疾患を発病した。

労災請求について、請求人は、「Aの業務が原因であると思っているが、Bの業務もあわせて長時間労働になっていたことも関係していると思う。」と申述している。

【業務災害についての取扱い】・・・A社とB社の負荷は合算されない

A社の業務で、「上司とのトラブルがあった」に該当する出来事があり、上司から業務指導の範囲内の強い指導・叱責を受けたため、心理的負荷の強度は、「中」となる。

B社の業務では、具体的出来事は確認されない。

→「業務外」となる【複数業務要因災害としてみると】・・・A社とB社の負荷を合算する

A社の業務で、「上司とのトラブルがあった」に該当する出来事があり、心理的負荷の強度は、「中」となる。（これまでの取り扱いと同様）

AとBの労働時間を合算すると、「上司とのトラブルがあった」の出来事の後、恒常的な長時間労働（月100時間を超える時間外労働）が認められるため、心理的負荷の強度を「強」に修正する。

→複数業務要因災害として労災認定される